

第 1 回幕別町議会臨時会

議 事 日 程

平成20年第 1 回幕別町議会臨時会

(平成20年 5 月21日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告 (会議規則第 8 条、第11条)

議事日程の報告 (会議規則第21条)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
18 助川順一 19 千葉幹雄 1 中橋友子
- 日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第 3 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について (平成19年度幕別町一般会計補正予算 (第 7 号))
- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について (平成19年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号))
- 日程第 5 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について (平成19年度幕別町簡易水道特別会計補正予算 (第 4 号))
- 日程第 6 議案第43号 平成20年度幕別町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 7 議案第44号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第45号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第 9 議案第46号 財産の取得について
- 日程第10 発議第 6 号 北海道立幕別高等学校の振興・発展に向けた支援を求める要望意見書

会 議 録

平成20年第1回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 平成20年5月21日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 5月21日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
 - 1 中橋友子
 - 2 谷口和弥
 - 3 斉藤喜志雄
 - 4 藤原 孟
 - 5 堀川貴庸
 - 6 前川雅志
 - 7 野原恵子
 - 8 増田武夫
 - 9 牧野茂敏
 - 10 前川敏春
 - 11 中野敏勝
 - 12 乾 邦廣
 - 13 芳滝 仁
 - 14 永井繁樹
 - 16 大野和政
 - 17 杉坂達男
 - 18 助川順一
- 6 欠席議員 (1名)
15 杉山晴夫
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
 - 町 長 岡田和夫
 - 副町長 遠藤清一
 - 会計管理者 菅 好弘
 - 経済部長 飯田晴義
 - 企画室長 佐藤昌親
 - 忠類総合支所長 川島廣美
 - 教育部長 米川伸宣
 - 糠内出張所長 所 拓行
 - 地域振興課長 佐藤和義
 - 土地改良課長 湯佐茂雄
 - 商工観光課長 八代芳雄
 - 副町長 高橋平明
 - 教育長 金子隆司
 - 総務部長 増子一馬
 - 民生部長 新屋敷清志
 - 建設部長 高橋政雄
 - 札内支所長 久保雅昭
 - 総務課長 川瀬俊彦
 - 企画室参事 長谷 繁
 - 町民課長 田村修一
 - 保健課長 羽磨知成
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 國安弘昭
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
18 助川順一 19 千葉幹雄 1 中橋友子

議事の経過

(平成20年5月21日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長(古川 稔) ただ今から、平成20年第1回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、18番、助川議員、19番、千葉議員、1番、中橋議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長(古川 稔) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長(古川 稔) この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○事務局長(堂前芳昭) 15番杉山議員より、本日、欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告申し上げます。

[人事異動による職員の紹介]

○議長(古川 稔) 次に、理事者より発言を求められていますので、これを許します。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 平成20年の4月1日付で職員の人事異動を実施いたしました。

人事異動後、最初の議会となりますことから、異動しました管理職職員をご紹介させていただきたいと思えます。

経済部長、飯田晴義です。

札内支所長、久保雅昭。

教育部長、米川伸宣。

消防長、熊谷直則。

続いて、課長職であります。

税務課長、姉崎二三男であります。

糠内出張所長、所拓行。

企画室参事、長谷繁。

福祉課長、横山義嗣。

保険課長、羽磨知成。
こども課長、森範康。
土地改良課長、湯佐茂雄。
土木課長、角田和彦。
施設課長、澤部紀博。
忠類総合支所地域振興課長、佐藤和良。
忠類総合支所住民課長、吉田隆一。
忠類総合支所経済建設課長兼忠類農業委員会事務局長、古川耕一であります。
議会事務局議事課長、仲上雄治。
生涯学習課長、中川輝彦。
図書館長、前川満博は、本日出張中でございます。
幕別学校給食センター所長、稲田和博。
幕別消防署長、稲上隆雄。
以上でございます。
どうぞよろしくお願いを申し上げます。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第7、議案第44号を除く、日程第3、承認第1号から、日程第9、議案第46号までの6議件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7、議案第44号を除く、日程第3、承認第1号から、日程第9、議案第46号までの6議件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 承認第1号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成19年度幕別町一般会計補正予算であり、平成20年3月31日付で行ったものであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度幕別町一般会計補正予算（第7号）であります。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,527万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億6,183万5,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページから5ページにございます第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

次に、地方債の補正でございますが、6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表地方債の補正でございます。

変更でございますが、美川道営畑総事業以下5事業について、事業費確定に伴います減額補正でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとなっております。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、3,600万円の追加でございます。

国民健康保険特別会計に対します繰出金であります。一般被保険者の療養給付費の支出が例年に比べ、伸びが大きかったことから、給付に係る所要の金額について、一般会計から繰り出すものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、3目保健特別対策費、155万3,000円の追加でございます。

検診者の増加に伴う所要の補正でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、181万2,000円の減額でございます。

細節4、中小企業融資保証料補助金でございますが、年度途中で保証料率に変更になったことに伴い減額となるものであります。

細節5、中小企業融資利子補給費補助金でございますが、融資利率が上昇したことにより、予算に不足を生じたことから、補正を行うものでございます。

5目企業誘致対策費、8,922万円の減額でございます。

工業団地取得資金貸付金の付与額を減額させていただくものであります。

10款教育費、5項社会教育費、10目百年記念ホール管理費、180万円の減額でございます。

細節7及び8の公園事業助成金でございますが、北海道市町村振興協会の補助を受け、町が補助事業者となり、町民芸術劇場で行う3事業について助成を行うという間接補助事業でございますが、本町において、すでにほかの2事業で194万円の補助を受けて事業を実施していたことから、北海道振興協会において、全道市町村の補助バランスからみて、今回、補正を行う2事業について、不採択となりましたことから、その助成金について減額を行うものであります。

なお、当該事業につきましては、補助団体であります町民芸術劇場の財源により、事業が実施されたところであります。

次に、歳入について、ご説明を申し上げます。

7ページにお戻りをいただきたいと思います。

1款町税、2項固定資産税、1目固定資産税、181万4,000円の追加でございます。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、1,284万1,000円の追加でございます。

交付額の決定に伴うものでございます。

2項地方道路譲与税、1目地方道路譲与税、498万7,000円の増額補正でございます。

交付額の決定に伴うものでございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、263万4,000円の減額でございます。

本目についても、交付額の確定によるものでございます。

8ページをご覧いただきたいと思います。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、310万9,000円の追加でございます。

交付額の確定によるものでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、120万円の減額でございます。

本目につきましても、交付額の確定に伴うものでございます。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、814万7,000円の追加でございます。

交付額の確定に伴うものでございます。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、689万7,000円の減額補正でございます。

ゴルフ場利用者の減に伴う減額補正でございます。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、120万円の追加でございますが、交付額の確定に伴うものでございます。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、1,000円の追加でございます。

交付額の確定に伴うものでございます。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、46万円の減額でございます。

交付額の確定に伴うものでございます。

2項特別交付金、1目特別交付金、2,337万7,000円の減額でございます。

本目も交付額の確定に伴うものでございます。

10ページをお開きください。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、8,020万6,000円の追加でございますが、交付額の確定に伴うものでございます。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、80万4,000円の追加でございます。

交付額の確定に伴うものでございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目減債基金繰入金、4,000万円の減額でございます。

今回の専決処分によりまして、財源に余裕が出た部分につきましては、減債基金の繰入を繰り戻すものでございます。

21款諸収入、3項貸付金元利収入、8目工業団地取得資金貸付金元利収入、8,922万円の減額でございますが、貸付額の確定に伴うものでございます。

5項雑入、4目雑入、180万円の減額でございます。

歳出でもご説明を申し上げましたが、予定をしておりました3事業につきまして、補助事業が不採択となった決定がございましたことから、当該事業の減額を行うものでございます。

22款町債、1項町債、2目農林業債、270万円の減額。

3目土木債、10万円の減額でございますが、事業費の確定に伴います起債額の減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4、承認第2号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 承認第2号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成19年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算であり、平成20年3月31日付で行ったものであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）であります。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,902万5,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページから4ページにございます第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

2款保健給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、7,800万円の追加でございます。

一般会計の国民健康保険特別会計への繰入金でもご説明申し上げましたが、一般被保険者の療養給付費の支出が、例年に比べ伸びが大きかったことから、所要の追加を行うものでございます。

次に、歳入でございますが、5ページにお戻りをいただきたいと思います。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、4,200万円の追加でございます。

普通調整交付金の追加を受けたことに伴う増額補正でございます。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3,600万円の追加でございます。

一般会計からの繰入金でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議の上、ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5、承認第3号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 承認第3号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成19年度幕別町簡易水道特別会計補正予算であり、平成20年3月31日付で行ったものであります。

8ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第4号）であります。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,794万3,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、9ページから10ページにございます第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

次に、第2表地方債の補正でございますが、変更でございます。

忠類東部地区道管畑総事業について、限度額を70万円減額し、1億910万円とするものでございます。

歳出からご説明申し上げます。

13ページをお開きください。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、70万円を減額するものでございます。

事業費確定に伴います減額でございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

12ページにお戻りをいただきたいと思います。

7款町債、1項調査、1目水道事業債、70万円の減額でございます。

事業費確定に伴います町債の減額でございます。

以上で説明を終らせていただきます。

ご審議の上、承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第43号、平成20年度幕別町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第43号、平成20年度幕別町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億3,623万9,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページにございます第1表歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思っております。

次に、4ページをお開きください。

次に、第2表地方債の補正でございます。追加でございますが、忠類テレビ中継局デジタル化事業でございます。

限度額3,000万円を追加するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとなっております。

最初に、歳出からご説明を申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思っております。

2款総務費、1項総務管理費、5目一般財産管理費、6,000万円の追加でございます。

忠類テレビ中継局デジタル化工事でございますが、2011年7月24日をもって、アナログテレビ放送が終了し、デジタル放送化される予定で、放送事業者等により、現在、順次、デジタル放送への切り替えが行われているところであります。

本町においては、旧幕別町エリアでは、昨年10月からデジタル放送が視聴可能となっておりましたが、旧忠類村エリアについては、デジタル放送が視聴できない状況であります。

このことから、忠類地区において、デジタル放送が視聴できるよう、町で設置しています民法放送用の忠類テレビ中継局の設備をデジタル放送に対応できるよう、整備するものでございます。

なお、本事業は、国2分の1の補助事業を受けるとともに、補助残につきましては、町債として過疎債をもって実施する計画のことから、後ほど、議案第45号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について詳しくご説明を申し上げます。

次に、歳入でございますが、5ページにお戻りいただきたいと思っております。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金、3,000万円の追加でございます。

無線システム普及支援事業補助金であります。デジタル放送化に伴う施設整備にかかる国庫補助金であります。

22款町債、1項町債、1目総務債、3,000万円の追加でございます。

本町債につきましても、デジタル放送化に伴う町債であり、過疎債を予定しております。

以上で説明を終らせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 国で2004年にデジタル化に変更していくことということで決めまして、それぞれの放送事業者が責任をもって作業を進めているところだとは思いますが、忠類地域において、なぜ自治体として整備をしていかなければならなかったということを説明いただきたいと思います。

それと、そういった町村がほかにもあるのかということもお尋ねをしたいと思います。

それと、本町と忠類地域に中継局ができることによって、町内ほぼカバーできるのかなと思うのですが、難視聴地域が発生する可能性があるかどうかということもお尋ねをしたいと思います。

それと併せまして、この中継局にかかわる維持経費というか維持管理費をどのぐらい想定されているかということと、その維持管理費は、町村で支出するのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 地域振興課長。

○地域振興課長（佐藤和義） 前川委員の質問にお答えしたいと思います。

まず、町が今回、事業者となりまして、今、6,000万の補正をさせていただいたわけでございますけれども、現在、まず、忠類地域の難視聴解消ということで、平成7年度にアナログ放送の分について、難視聴地域解消、情報格差の是正ということで、中継局を設けた経過がございます。

今回、施設の一部を利用しながら、今この事業を進めていくわけでございますけれども、ご指摘のように、国がこれを国策として、今、進めていくというデジタル化事業ではありますけれども、大変民間事業者だけでできないという状況がございまして、ちょっと資料でございますけれども、北海道で163局の中継局を設けなければいけない中で、自立建設をできるといわれているのは、62局というふうにお聞きしております。

この62局で98.7%の世帯をカバーできるといわれておりまして、残りの1.3%を、実は、残りの101局でカバーしなければいけないと。

この101局に関しては、大変民間放送事業者が自力建設困難という箇所というふうに言われておりまして、これについては、情報格差の是正のために、町もその協力を、一翼を担っていくという立場で事業主体となりまして、建設していくものでございます。

それから、このことにつきまして、忠類地域の難視聴区域については、解消されるというふうに、カバーされていくというふうになっております。

全世界帯ということですね。なっております。

それから、管理費でございますが、これまでアナログ放送の部分についての管理費が、機器メンテナンスで三十数万円委託をしております。

それから、電気代でおおむねでございますけれども、約年間17万円ぐらいの額がかかっておりまして、約トータルで50万円ぐらいの費用がかかっているわけですが、これについては、事業者、設置者が町ということで、これについては今後も町の方でやっていくべきなのかなというふうには考えておりますけれども、これについては、まだ事業者の方と最終的なお話し合いについておりませんので、今後はその負担について、協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 建設にあたっては理解をするところなのですが、忠類地域の難視聴はないだろうというお話なのですが、町内全体を見て、そういう箇所が出てこないのかなのかを調べているかどうかということをお聞きしたいと思います。

それと、維持管理においては、デジタルの中継局ということで、管理者は年に1回東京行って、東京

だかで指導を受けなければならないだか何だかということもあるらしく、千葉でテスト的にやった中継局の維持管理費は120万前後かかったというお話も聞いていますので、先ほど言っていた50万円とちょっと違って来る可能性もあるのかなというふうに思っておりますし、そういったところも、町として国なのか放送事業者になるのかわからないのですが、そういったところに負担金を求めるような働きかけをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

○議長（古川 稔） 地域振興課長。

○地域振興課長（佐藤和義） 今回、我々の持つておりますデータでいいますと、忠類地域の分については、まずカバーされると。

それから、本町地区というのでしょうか、帯広から電波が発せられる分については、難視聴があるというふうには、ちょっと情報持つておりませんので、多分ないというふうに考えております。

それから、東京での研修というのは、ちょっと我々も承知していない部分でございまして、それについては、そういう管理体制をとらなければいけないのか。それは今後確認をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、現状でありますと、アナログ分については特にそういった作業はなかったというふうに考えておりますので、多分ないのではないかと想像をしているところでございます。

それから、電気代等の発生ということではいいますと、どこが受注するかというのは、これは維持管理を、まだ決まっておきませんので、それについては詳細なことは申し上げられないと思うのですが、今、管理会社さんの方と、民間放送事業者の管理会社さんの方とお話の中では、現況の委託料の中で、大体間に合うのではないかと。まず、維持管理分についてですね。

業者に委託する分についてですね。

それから、電気代につきましては、3年間のアナログとデジタルの併設利用をしなければいけないものですから、その段階での電気代については、約3割増しから、ケースによっては約倍近い電気代がかかったというケースもあるというふうには聞いているのですけども、我々聞いているところでは約3割ぐらいの電気が増えるのではないかとというふうに聞いているところであります。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） デジタル化に向けて、忠類地域のことについては、ご説明あったとおりでございます。

幕別町本町地域におきましては、一例挙げますと、札内の暁町の一部建物の関係ですね。町の施設の関係で、難視聴地域があるということで、これについては対応させていただいているところであります。

まだ詳細についてはわかりませんが、例えば、中里地域の一部においては、そういうことも予想される可能性はありますけれども、現状のところ、ちょっとまだ把握はできない状況にあります。

いずれにいたしましても、今後の状況をみながら、その辺については検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 前川議員、よろしいですか。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） なるかならないかわかりませんが、維持管理費を、放送事業者に求めていくような働きかけをしていただきたいと思いますということで、先ほどお聞かせいただきましたので、その辺の回答をよろしくお願いします。

○議長（古川 稔） 地域振興課長。

○地域振興課長（佐藤和義） 意をもって、少しでも町の負担がないように、管理の実態を確認しながら、その辺の経費の節減に努めてまいりたいというふうに考えております。

できるだけ負担を町がしないようなことに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） ほかに質疑はありますか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第44号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第44号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、一つ目に、国民健康保険税の算定方法につきまして、新たに後期高齢者支援金等課税額を設けますこと。

二つ目に、老齢等年金給付の支払いを受けている65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する国民健康保険税を原則特別徴収の方法により、徴収するものとする事。

三つ目に、後期高齢者医療制度に移行したものがいる国民健康保険の世帯に対しまして、保健税の減免を行うこととすることなど、これらの措置をとるため、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第2条第1項は、国民健康保険税の算定方法を定めているものであります。

国民健康保険税は、これまで医療分の基礎課税額と介護納付金と課税額の2本立てでの賦課でありました。

平成20年4月から、75歳以上の高齢者を対象としました後期高齢者医療制度が創設されましたが、後期高齢者医療制度の医療費は、医療機関窓口での患者負担金を除いたほかは、公費が5割、後期高齢者の方の保健料が1割のほかは、国民健康保険をはじめとする各医療保険からの支援金の4割で賄うこととされております。

この支援金の創設に伴いまして、国民健康保険も基礎課税額と介護納付金等課税額に、後期高齢者医療支援金等課税額を加えました3本立ての賦課になると定めたものであります。

第2項は、基礎課税額の算定方法と、1世帯当たりの課税限度額を定めたものでありますが、限度額は前項の後期高齢者支援金等課税額の創設に伴い、老人保健拠出金に要する費用を要さなくなったため、56万円から47万円に引き下げられます。

第3項は、後期高齢者支援金等課税額の算定方法と、1世帯当たりの課税限度額を定めたものであります。

算定方法につきましては、基礎課税額分と同じく、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合計額となり、課税限度額は地方税法の改正と等しく12万円となります。

第4項の介護納付金につきましては、条文の改正がないことから、略しておりますが、納付金は9万円のまま据え置きとなりますことから、この条に定められる課税額を合計した1世帯当たりの保健税の課税限度額は、65万円から68万円となります。

2ページをお開きください。

第3条は、基礎課税額に係る税率の改正で、所得割額を現行の税率100分の8.0から100分の6.0に。

第4条は、資産割額を現行の税率100分の10から100分の7.5に。

第5条は、被保険者均等割額を現行2万9,000円から2万3,000円に改めるものであります。

第6条は、基礎課税額に係る世帯別平等割額を定めているものでありますが、世帯別平等割額を現行の3万5,000円から2万8,000円にするとともに、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、国民健康保

険から後期高齢者医療制度に移行することで、国民健康保険の単身世帯となるもの。条文では、特定世帯といいますが、この特定世帯に対しましては、5年間は平等割額を半額とするものであります。

第7条から第10条は、新しく設けられました後期高齢者支援金等課税額の税率を定めるものであり、第7条は所得割額を100分の2.0にするものであります。

3ページに移りますが、第8条は、資産割額を100分の2.5に。

第9条は、被保険者均等割額を6,000円に。

第10条は、世帯別平等割額を特定世帯以外の世帯は7,000円に。特定世帯は3,500円とするものであります。

なお、今年度の税率につきましては、現在と比較して負担増とならないよう、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の合計が、昨年度の基礎課税額と同じになるように定めております。

第11条から第14条は、第2条の改正に伴い、項が繰り下がったことにより改めるものであります。

第16条は、国民健康保険税の徴収方法につきまして、保健税は特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収することを定めております。

4ページになりますが、第17条は、普通徴収に係る納期を定めるものであります。

第18条は、地方税法の改正に伴います文言の整理であります。

5ページから8ページに渡りますが、第19条から第25条は、特別徴収についての規定を新たに加えるものであります。

第19条は、特別徴収の対象者を定めておりますが、世帯の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満である世帯につきましては、当該年度の初日において、擬制世帯主を除く保険税の納税義務者が老齢等年金給付を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者の世帯主は、この保険税を特別徴収の方法によって徴収することとし、災害、その他特別の事情によって特別徴収が困難であるものは除くこととしております。

第2項では、当該年度の4月2日から8月1日までの間に、特別徴収の対象者となった場合においては、特別徴収の方法によって徴収することができると定めたものであります。

第20条は、特別徴収を行うものとして、年金給付の支払いを行う社会保険庁などの年金保険者を、特別徴収義務者に指定するものであります。

第21条は、支払い回数割保険税の納入の義務の規定でありまして、年金保険者は、特別徴収の保険税額を徴収した月の翌月10日までに町に納入しなければならないとし、第22条は、年金保険者は、町から資格喪失の通知を受けた場合は、その通知を受けた日以降は、特別徴収の義務を負わないといたします。

この場合は、当該資格を喪失した被保険者の保険税徴収の実績、その他必要な事項を町に通知しなければならないと定めたものであります。

第23条は、保険料の仮徴収について規定したものであり、第1項は、前年10月1日から翌年3月31日までの間で、特別徴収を行ったものが、引き続き当該年度の9月30日まで、年金等が支払われる場合は、国民健康保険税額は地方税法施行規則第24条の36で規定する仮徴収の額を特別徴収するものと定めたものであります。

第2項では、前項に規定する仮徴収するものについて、当該年度の6月1日から9月30日までの間、その額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合は、所得の状況、その他事情を勘案して、町長が定める額を特別徴収することができるとするものであります。

第24条は、新たに特別徴収対象被保険者となったものに係る仮徴収を定めたものであり、1号から3号までの各号に掲げるものにつきましては、それぞれ各号に定める期間に特別徴収対象年金給付が支払われる場合は、その保険税額は見込み額を特別徴収するものと定めるものであります。

第25条は、普通徴収税額への繰入の規定であります。

第1項では、特別徴収対象被保険者が、対象年金の給付を受けなくなったこと等により、特別徴収から普通徴収へ、徴収方法を変更した場合は、残る税額につきましては、次に到来する納期において、また、到来する納期がない場合には、ただちに普通徴収の方法によって徴収するものと定めるものであり

ます。

第2項では、特別徴収として納入した保険税額が、徴収すべき保険税額を超える場合、当該被保険者の未納に係る徴収金があるときは、その過納、または誤納に係る税額を、その未納の徴収金に充当すると定めるものであります。

8ページから10ページに渡りますが、第26条は、国民健康保険税の減額、いわゆる7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減額を規定したものであります。

保険税の軽減判定の際には、これまで世帯主と国保被保険者の所得により判定していましたが、国保から後期高齢者医療制度に移行したものの、条文では特定同一世帯所属者と言いますが、この方も引き続き軽減判定に含めることで、5年間は今まで同程度の減額措置を適用できるよう定めるものであります。

また、特定世帯につきましては、世帯別平等割を半額に軽減した後に、7割、5割、2割軽減の適用となるものであります。

10ページ、左側、現行条例の第11条第3項は、保険税の2割軽減を受けるためには、世帯主からの申請が必要でありましたが、制度導入時と比べ、2割軽減対象者が増加していることや、今年度開始される保険税の特別徴収において、保険税賦課後に申請により、2割軽減になった場合、普通徴収への徴収方法が変更になるなど、事務負担が増大することなどの理由から、町が保有する所得情報から判断して、要件に合致し、軽減が適当と認められる場合には、世帯主から町長への減額申請を必要とせず、2割軽減を行うこととなったため、削除するものであります。

第29条は、国民健康保険税の減免についてであります。

第1項では、後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険以外の被用者保険から、後期高齢者医療制度に以降することで、その扶養者が国民健康保険に加入した場合は、被保険者からの申請を必要とすることなく、国保加入から2年間は、保険税の所得割、資産割を免除し、均等割額、平等割額を半額とする減免の適用を受けることができる旨、定めるものであります。

第2項では、これまでと同様に、災害等特別な事情がある場合は、保険税の減免の適用を受けることができるものと定めたものであります。

11ページ下段からは、附則となりますが、附則第5項、6項は、合併に伴う旧忠類村の区域内に住所を有するものに対する基礎課税額の経過措置を定めたものであります。この経過措置につきましても、本則の税率改正に合わせて改正するものであります。

13ページをお開きください。

附則第7項は、地方税法の改正に伴いまして、第2条に定めております後期高齢者支援金等課税額につきまして、平成24年度までは、病床転換支援事業に係る費用の後期高齢者支援金等課税額に含めるものとするものであります。

14ページ、15ページの左側、変更条例附則第8項から附則第11項は、平成18年度及び平成19年度の国民健康保険税の課税の特例であります所得割額の算定の基礎に、公的年金等控除の見直しに係る激変緩和措置を規定しているものであります。地方税法の改正に伴い、経過措置の満了によるための条文削除であります。

附則第9項から附則第12項までは、地方税法の改正に伴いまして特定同一世帯所属者に係る文言整理であります。

附則第13項は、地方税法の改正に伴い、上場株式等に係る配当所得につきまして、申告分離課税制度が設けられましたことから、申告分離課税方式を選択したものの、当該所得につきましては、他の分離課税と同様に、株式譲渡所得との損益通算後の所得を、所得割算定の基礎として取扱うとしたものであります。

附則第14項から附則第19項は、地方税法の改正に伴い、特定同一世帯所属者に係る文言整理であります。

議案書にお戻りをいただき、12ページ、13ページをお開きください。

附則でございます。

本条例における施行期日の関係でございますが、交付の日から施行するものであります。

適用期日につきましては、本則第24条の規定は、平成21年度分の国民健康保険税の賦課から。

附則第13項の改正規定は、平成22年度分の賦課から適用するほかは、平成20年度分以後の国民健康保険税の賦課に適用するものであります。平成19年度以前の分の賦課につきましては、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で説明を終らせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議案第44号については、委員会付託のため質疑を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって議案第44号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

[委員会付託]

○議長（古川 稔） 議案第44号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、民生常任委員会に付託いたします。

ここで、民生常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

（10：50 休憩）

（11：57 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしましたとおり、民生常任委員長から付託案件、議案第44号議案について、審査結果の報告書が提出されましたので、審議いたしたいと思っております。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長、中野敏勝議員。

○民生常任委員長（中野敏勝） 平成20年5月21日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長中野敏勝。

民生常任委員会報告書。

平成20年5月21日、本委員会に付託された事件（議案第44号）を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成20年5月21日（1日間）。

2、審査事件。

議案第44号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

3、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 日本共産党議員団を代表いたしまして、議案第44号、幕別町国民健康保険税条例

の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

国民保険制度の加入者は、農業者や自営業者、そして、年金受給者や無職者などであります。

これらの加入者のおかれている経済状況は、農業者では、品目横断的経営安定対策、あるいは、原油高騰など、緒経費の増大による経営が大変厳しくなっております。

また、社会保障費削減による弱者へのしわ寄せなども、かつてなく厳しいものとなっております。

その上、国民健康保険は、他の制度と比較いたしますと、一人当たりの医療費が高いほか、加入者の所得額に対する保険料負担も著しく高くなっています。

厚生労働省の市町村国保、政管健保、組合健保の比較を見てみますと、2003年度の一人当たりの診療費は、市町村国保が16万3,000円に対しまして、政管健保は11万4,000円、組合健保は10万円となっております。

1世帯当たりの年間所得推計は、市町村国保で133万円、政管健保では230万円、組合健保では371万円ともなっています。

年間所得をもとにして算定した保険料率は、市町村国保が11.4%、政管国保では7.3%、組合健保では4.8%となっております。

このように、国民健康保険は、低所得者が多く加入している医療保険であり、国の手厚い援助がなければ成り立たない制度でもあります。

しかしながら、政府は、1984年に、国民健康保険法は改悪し、国の責任を次々と後退させ、84年から2004年度までに、市町村国保に対する国庫の支出費の比率は、それまで49.8%であったものが、34.5%へと、実に15.3%、金額で1兆6,600億円も減額となっております。

今日の市町村国保の困難な状況を解決するためには、国庫負担を計画的に復元をする以外にありません。

町長は、その運動の先頭に立って進むべきであると考えます。

こうした国保をめぐる現状を踏まえた上で、今回の条例改正案は次の点で賛成することができません。

第1は、限度額の引き上げであります。

割賦限度額の引き上げであります。

国保税の算定、方法変更の説明の中で、今年度の税率については、現在と比較して負担増とならないよう、基礎割賦分、医療分と後期高齢者支援金分の合計が、昨年度の基礎割賦分、医療分と同じになるように制定していますとの説明でありました。

限度額の引き上げは、この説明に矛盾するものと考えます。

全ての加入者にこの方針を貫くべきではないでしょうか。

また、所得400万円以上の加入者における滞納世帯は、平成19年度は、18年度の2.5倍と急増しております。

このことは、農業や商工業の経営難が反映されているものとも考え、安易な限度額の引き上げは避けなければならないものと思います。

また、後期高齢者支援金、これまでの老人保健拠出金と比較いたしまして、計算方法が異なっております。

総体として国庫負担金を減らす方向となっております。

加入者の将来のことは、加入者の将来の負担の引き上げにつながっていくものと考えます。

また、今回、新たにこの支援金においては、後期高齢者支援金調整率というものも盛り込まれ、今年4月から始まりました特定検診、保健指導の結果に基づき、受診率が目標どおりにいかない。あるいは、結果が、例えば、肥満度が減らない、肥満者が減らないなどということについては、支援金をさらに上積みをしていくというペナルティの仕組みも加えられております。

こういうやり方は、断じて認められるものではありません。

次に、反対の二つ目の理由であります。年金天引、いわゆる特別徴収の問題であります。

すでに始まりました後期高齢者医療制度では、保険料の年金からの天引に対する怒りや不満が爆発的

になっています。

広域連合や市町村に寄せられた抗議や問い合わせ、北海道内4月中の18日間だけ公表されておりますが、これだけでも6万7,000件を超えております。

そして、その問い合わせの多くは、保険料にかかわるものであり、特別徴収についての異議を唱える声が多数であると報告されています。

政府のずさんな年金管理の問題が未解決なままで、しかも、本人の断りもなく、天引をする強引なやり方、法にも反するやり方に対する当然の怒りの声ではないでしょうか。

今回の条例改定案は、2008年6月、医療改革法に基づくものでありますが、この医療改革法、12本に及ぶ内容のほとんどが、高齢者、国民に多大な負担を強いる過酷な中身であります。

政府も今になって、見直しを口にせざるを得ない状況にもなっています。

このような状況でありますから、単に国で決めたことだからと、町として改訂を行うのではなく、高齢者、住民の気持ちを尊重した行政を進めていくことが大切ではないでしょうか。

このような点から、この条例改正案については反対の意思を明らかにし、討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

お諮りいたします。

議案第44号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立「多数」であります。

したがって、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程の途中ではありますが、この際、13時まで休憩いたします。

（12：08 休憩）

（13：00 再開）

（13：00 永井退場）

（13：01 永井入場）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8、議案第45号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤清一） 議案第45号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。

忠類村との合併後におきましても、過疎地域自立促進特別措置法、第33条第2項の規定により、過疎地域とみなされる区域にかかる幕別町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、同法第6条第1項の規定により、平成18年6月第2回定例議会において、平成17年度から平成21年度までの後期5カ年計画の議決をいただいたところでございますが、計画の一部に変更が生じたことから、追加変更をするものでございます。

今回の変更につきましては、2011年7月をもって、地上アナログ放送が終了することに伴い、忠類テレビ中継局デジタル化事業の追加であります。

忠類中継局のデジタル化整備の必要性につきましては、第1に、すでに幕別地域では、帯広基幹局のデジタル化整備により、平成19年10月1日から地上デジタル放送が開始されているところであります。

忠類地域の住民の方々にも、同一のサービスを提供する必要があること。

第2に、平成20年度デジタル化されるNHK忠類中継局の整備年度と同一年に整備することにより、地上デジタル放送受信について、住民の皆さまに混乱を生じさせないこと。

第3に、放送伝達経路の再編により、忠類中継局を整備しなければ、後年度予定の広尾局、広尾丸山局の整備に支障をきたすことから、関係する放送事業者と協議を進め、調整が整ったところであります。

平成20年度整備実施をいたしたく、議案書別紙の記載のとおり、幕別町過疎地域自立促進市町村計画、15ページ、区分3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、3、計画中、自立促進施策区分に交通通信体系の整備。情報化及び地域間交流の促進、事業名、5、電気通信施設等情報化のための施設に、テレビ放送中継施設、事業内容といたしましては、忠類テレビ中継局デジタル化事業。

実施主体、幕別町を追加するものでございます。

忠類テレビ中継局デジタル化事業は、平成7年、忠類明和にテレビ放送等難視聴解消事業によりまして整備をいたしました。

忠類テレビ中継局のデジタル化事業でありまして、地上デジタル放送に対応する総受信施設の整備、総事業費は6,000万円、うち、2分の1が国庫補助を受け、補助につきましては、過疎対策事業債の充当を予定しており、交付税の措置を受けられない30分につきましては、民法4社の負担ですという協議がすでに整っております。

したがって、実質事業費の分につきましては、町費負担は0ということでございます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定に基きまして、議会の議決をいただくものであります。

なお、北海道との協議につきましては、5月16日をもって協議を終えていることをご報告を申し上げます。

以上で、説明を終らせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終了しましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第46号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第46号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は16ページ、議案説明資料は19ページとなります。

今回購入いたします財産は、戸籍電算システム一式であります。

現在、戸籍につきましては、和紙でできた台帳に、手書きやタイプライターで戸籍にかかわる事項を記載しておりますが、複雑な作業の上、手作業で行うため時間のかかる事務となっております。

また、戸籍謄本等の証明書は、複写機で原本を複写して発行していることから、汚損や破損の恐れもあります。

平成6年に戸籍法の一部が改正され、戸籍の電算化が認められ、全国の自治体において電算化が進み、十勝管内におきましては、帯広市が平成19年、芽室町及び足寄町が本年度、戸籍の電算化を進めている

ところであります。

この戸籍電算システムを導入することによりまして、正確性の確保や事務の迅速化を図り、よって、住民サービスを向上させることができることから、今回、このシステムを購入するものであります。

システムの内容につきましては、説明資料の19ページをご覧くださいと思います。

本庁に戸籍専用サーバー類を設置し、本庁、札内支所及び忠類総合支所に、端末機8台、プリンターなどを設置し、それらをイントラネット光ケーブルにより接続し、戸籍電算システムを構築するものであります。

本システムの導入業者選定に当たりましては、総合評価方式を採用し、庁社内に電子計算システム導入業者選定委員会を設置。これまで道内自治体に納入実績のある4社を選定いたしまして、システムに関する提案を依頼したところであります。このうち、2社が辞退し、残った2社でシステムの機能、サポート体制、操作性及び価格の4項目について総合的な評価を行い、契約相手先の選定を行ったところであります。

議案書の16ページをご覧くださいと思います。

財産の名所及び数量は、戸籍電算システム一式であります。

契約の方法は随意契約となります。

購入金額は、2,814万円であります。

購入の相手方、札幌市中央区北1条西4丁目1番2号、富士ゼロックスシステムサービス株式会社公共システム事業部営業統括部北海道支店支店長菊池直行氏であります。

なお、このシステムの稼働につきましては、平成21年2月を予定しているところであります。

以上で説明を終らせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

大野和政議員。

○16番（大野和政） 動議を提出させていただきます。

北海道立幕別高等学校の振興発展に向けた支援を求める要望意見書の提出に関わりまして、緊急を要しますことから、これを急施事件と認めていただき、日程に追加して審議することを望むものであります。

（賛成の声あり）

[動 議]

○議長（古川 稔） ただいま、大野議員から「北海道立幕別高等学校の振興発展に向けた支援を求める要望意見書」提出の件を急施事件と認め、日程に追加して、審議することの動議が提出されました。

この動議は、一人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

「北海道立幕別高等学校の振興発展に向けた支援を求める要望意見書」提出の動議を議題として、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって「北海道立幕別高等学校の振興発展に向けた支援を求める要望意見書」提出の動議は、可決されました。

追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

（追加日程配布）

（13：12 休憩）

（13：13 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第 10、発議第 6 号、北海道立幕別高等学校の振興発展に向けた支援を求める要望意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大野和政議員。

○16 番（大野和政） 発議第 6 号。

平成 20 年 5 月 21 日。

幕別町議会議長、古川稔様。

提出者、幕別町議会議員、大野和政。

賛成者、幕別町議会議員、乾邦廣、同じく幕別町議会議員中橋友子。

北海道立幕別高等学校の振興・発展に向けた支援を求める要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

北海道立幕別高等学校の振興・発展に向けた支援を求める要望意見書。

北海道教育委員会は、平成 18 年 8 月に「新たな高校教育に関する指針」を策定し、高校配置のあり方として、活力ある教育活動を推進するため、1 学年 4～8 学級を望ましい学校規模として再編することとし、生徒の進路選択等に配慮し、複数年を見通した配置計画を示しているところである。

十勝学区の中学校卒業生数は、道内の他の地域と同様に、年々減少してきており、このことは幕別高等学校の存続にも大きな影響を与えるものと推察する。

このような厳しい状況を踏まえ、幕別町においては、行政はもとより幕別高等学校 PTA、幕別高等学校同窓会、幕別町商工会など教育関係団体や経済団体を含めた組織で構成する「魅力的な幕別高等学校をめざすための懇談会」を平成 18 年度に設立し、学校の発展に向けた提言を行ってきたところである。

さらに、同年に設立した北海道幕別高等学校教育振興会が中心となり、生徒一人ひとりを大切にした特色ある授業や独居老人世帯の除雪活動に熱心に取り組む生徒の姿を「幕高ニュース」等を通して公区から幕別市街全世帯に周知するなど、素晴らしい学校であることを啓蒙してきたところでもある。

このような活動の結果、平成 20 年には地元からの入学者数も大幅に増加し、十勝管内で唯一町村合併を果たし、新たなまちづくりに取り組んでいる町民にとっては大変心強いものがあると認識しているところである。

少子化の影響もあり、高校の再編は止むを得ない面があるものの、今後の再編においては、以下のとおり要望する。

記。

1、「新たな高校教育に関する指針」における全日制課程の配置については、市町村合併などにも考慮しながら再編整備を進めるとしている。

このことから、十勝管内で唯一町村合併を果たした幕別町の公立高校の再編について、十分に配慮すること。

2、十勝南部方面の中札内高校、東部方面の浦幌高校がすでに再編となっているが、今年、浦幌町出身の生徒が幕別高等学校に入学するなど、来年以降の入学も期待されているところである。

このようなことから、今後においては、再編対象地域が集中することのないよう地域的バランスに十分に配慮すること。

3、平成20年度においては、十勝管内で普通学科が52学級、職業学科が18学級と各地区にバランス良く配置されている。万が一、幕別高等学校が再編となると、十勝東部地域には普通学科がなくなりバランスを大きく欠くことになる。

よって、今後の再編においてはこれらに充分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成20年5月21日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、北海道教育委員会。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は、全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって、平成20年度第1回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

（13：20 閉会）